イ、プロレタリア・イデオロギーの滲透純化
ロ、大衆的政治斗争への訓練

(D) 更に政治戦線の統一完成のために左記二点に努力すべきこと。
イ、三党合同を党の最底部組織に於てまで完成せしめること、
ロ、社会民衆党幹部とその大衆との遊離のための積極的活動を展開

## 二 選挙戦のための組織

(A)
イ、府県会選挙斗争全国特別委員会
ロ、府県会選挙斗争常務委員会

(B) 党組織の充實……吾陣営の活動力斗争力の増加を図ること。
イ、府県支部聯合会の合同完成と活動的分子による選挙対策部の充実
ロ、支部合同の完成と活動的分子による支部執行委員会の充実

(C) 選挙隊の組織編成……候補者を中心にする直接選挙戦従事者の組織
イ、選挙隊の編成
1、立候補届出——迅速を要す
2、事務長、事務所、委員、事務員の選任届
3、選挙事務の分担決定



a、会計係……事務一切、これを掌る
b、情報係……選挙運動の情勢を本部調査情報部へ報告し、並に聯合会と弁士の交渉及び一般新聞の通信を各部連絡す
c、連絡係……事務所間及び運動員間を連絡する
d、印刷物係……印刷物の注文作成を専心する
e、演説会係……会場の借入、弁士の組合せ、交通連絡、集会届出等を始め演説隊の総師となる
ホ、組織係……労農団体との連絡の下に末組織大衆の組織に当る
4、演説隊……選挙委員、支部並に本部弁士、候補者を演説隊としこれを班組織とし、演説会を組織的に効果あらしめること、即ち開会前に打合せをし、閉会後批判会を持つこと（絶対にこれをなさしめるつもり）
5、選挙応援団……組織労農大衆を選挙戦の尖端に起て、末組織大衆を動員し、且つ人と金とを得るために選挙応援団を組織大衆を以て組織せしめる。
6、選挙革新団……青年分子を動員し、政治的訓練を与へ、選挙違反を摘発する

## 三 候補者と弁士に与へる地方の運動方針